

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関し
栃木市の速やかな賛意表明を求める要望書

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

わたらせ未来基金

日本野鳥の会栃木

小山の環境を考える市民の会

藤岡町自然を守る会

2011年11月11日

栃木市長 鈴木俊美殿

栃木市議会議長 大川秀子殿

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会
代表 楠通昭
渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
代表世話人 高松健比古
わたらせ未来基金
代表世話人 青木章彦
日本野鳥の会栃木
代表 河地辰彦
小山の環境を考える市民の会
代表 楠通昭
藤岡町自然を守る会
会長 大塚明

(印鑑省略)

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関し

栃木市の速やかな賛意表明を求める要望書

さる11月7日、栃木市長宛に、藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡会、藤岡町部屋地区・区長・自治会長、部屋南部ふるさとづくり推進協議会から、藤岡土地改良区から、渡良瀬遊水地土地利用組合連合会から計3件の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録反対に関する陳情書が提出され、栃木市議会議長宛に、同じ提出者から計3件の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録反対に関する請願書が提出されました。その反対の主な理由として、「①環境省の説明は短時間で住民は十分理解できない」、登録されると「②遊水地に堆積した土砂の掘削、立木の伐採など治水事業への支障が危惧され」、「③現在以上の鳥獣被害が想定される」ということが挙げられ、藤岡地区の住民を中心に5319名の登録反対の署名簿が添付されています。

現在、渡良瀬遊水地については、環境省が来年 6 月ラムサール条約第 11 回締約国会議でのラムサール湿地条約登録を目指して、来年 3 月を目処に国設鳥獣保護区普通地区の指定手続を進めており、利害関係人に対する事前意見照会も終わって、間もなく正式意見照会と公聴会開催の通知が行われます。指定手続が開始される前には、9 月 2 日から 16 日まで計 5 回、延べ 10 時間以上にわたって、栃木市藤岡地区と野木町で環境省主催の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関する地域住民説明会が開催されました。そこでは、環境省、国土交通省から渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録を目指すに至った経緯、鳥獣保護区指定とラムサール登録が渡良瀬遊水地の利活用に与える影響に関して詳細な説明が行われ、鳥獣保護区指定とラムサール登録によって何ら治水事業に支障が出ないこと、鳥獣保護区指定によって鳥獣捕獲規制には従来の銃猟禁止に加えて罟猟禁止が加わるが実体的な変化はほとんどなく、保護区に指定されても有害鳥獣駆除は行えることが明確にされました。このように登録に向けた手続が着々と進む中で、渡良瀬遊水地が所在する 4 市 2 町中、鳥獣保護区指定に関する同意とラムサール登録に関する賛意を明らかにできない自治体は栃木市のみとなってしまいました。

残り小山市、野木町、古河市、板倉町、加須市の 3 市 2 町、そして栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県の 4 県、ラムサール条約登録手続を主管する環境省、渡良瀬遊水地を管理する国土交通省、そして、今まで渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を求めてきた 4 市 2 町にとどまらない全国の市民が栃木市の動向を固唾を飲んで見守っています。万一、渡良瀬遊水地の 70% を占める栃木市が鳥獣保護区指定に同意をしない、あるいはラムサール登録に関し賛意を示さないことになれば、来年 6 月までの渡良瀬遊水池ラムサール条約湿地登録は実現できませんし、これまで積み上げてきた関係自治体、関係省庁の努力が水泡に帰し、地元の賛意が得られず登録が一旦白紙になってしまえば、渡良瀬遊水地の登録の件が再び俎上に上ることは当分の間あり得ないからです。

既に、栃木市は、この 10 月に栃木市藤岡地区の無作為抽出した 3000 名の住民を対象に、環境省主催の地域住民説明会での環境省、国土交通省が説明した内容、住民からの質問に対する回答をまとめた資料を添付して、渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関するアンケート調査を行い、賛成 61%、反対 17%、どちらともいえない 21% という結果を得ております。説明会の資料を読めば、今回の陳情、請願で懸念が示されている治水事業への支障や鳥獣被害についての不安は杞憂に過ぎないことが明確になります。であるからこそ、賛成が 61%、反対が 17% と、反対の 3 倍以上の方が賛成しているのです。したがって、地域住民説明会での説明内容について正確な情報が提供されれば、今回反対署名に応じた 5319 名の方も、その過半の方が賛成に転じることとなるでしょう。

今回 5319 名の反対署名を集めて陳情、請願を行った団体の役員の方々は、5 回の地域住民説明会に 1 回のみならず複数回出席され、そこで行われた説明、質疑応答を漏れなく聞いておられますから、説明会では、鳥獣保護区指定とラ

ムサール登録に関する問題が網羅的に取り上げられて、特に治水事業への支障、鳥獣被害の対応等住民が不安視するようなことについても何ら具体的な問題がないことが明らかにされたことを知悉しています。陳情書や請願書には、環境省の説明に「生態系を損なうような大規模の水面の創出はできない」とあったから治水に支障があるとのくだりがありますが、環境省は、地域住民説明会で、第2調節池以外でもかつての赤麻沼復元を目指すような生態系に配慮した水面の創出であれば可能であると説明しており、湿地保全・再生事業として生態系に配慮した水面創出であればかなり大規模のものまで許容され、治水に支障が出るおそれはありません。

それにもかかわらず、陳情者や請願者は、地域住民説明会の結果を伏せて、今回の陳情、請願に記載された合理的な根拠のない反対理由を署名簿の頭書にして、地域説明住民会の結果を知らない住民に不安を煽って署名を集めたのです。環境省は今まで国内 37 か所をラムサール条約湿地に登録する手続を行いましたが、今回の計 5 回、延べ 10 時間にも及ぶような地元住民に対する説明会を行ったことはありません。環境省の説明が短時間で住民は十分に理解できないと反対理由に挙げることは、地域住民説明会での環境省担当者からの詳細な説明と質問に対する丁寧な回答を目の当たりにしてる者からすれば、環境省に対する誹謗中傷としか受け取ることができません。確信的に反対されている方が自分の意見を通されること自体は自由なことです。しかし、正確な情報を提供することを敢えて避けて、住民の不安を煽る形で反対署名を集めるやり方は、非常に問題があると言わざるを得ず、到底正確に民意が反映されているということではできません。したがって、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に賛意を示すか否かという政策決定において、この反対署名の 5319 名という数自体を重要視することは厳に慎まなければならないのです。

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会と藤岡町自然を守る会は、市長がアンケート実施を明言された直後に、市長と市議会議長に対して、アンケートを行う前提として、地域住民説明会の内容をまとめた広報紙を作成し、全戸に配布するなどして、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する正確な情報を市民に周知させることが必要であると要望しました。しかし、残念ながら、そのような広報活動が行われなままアンケートが実施されてしまいました。アンケートが送付された方には、説明会の資料も添付されていたので、正確な情報に触れて正しい判断ができましたが、未だに、地域住民説明会での環境省、国土交通省の説明結果の正確な情報に触れられず、正しい判断ができない状況におかれた住民が多数存在していることが、この反対署名の 5319 名という数字に現れていると評価すべきでしょう。署名されたほとんどの方が、地域説明会での説明内容を知らないのですから、治水事業の支障や鳥獣被害の不安に駆られて、反対署名の誘いに応じた心情は十分に理解できます。今からでも遅くありません。この反対署名をされた住民の方々の不安を解消するため、栃木市は、正確な情報提供に尽力されるべきです。

既に、地域住民説明会によって、鳥獣保護区指定やラムサール登録によって治水事業への支障が生じないことや鳥獣被害の対応にも問題がないことは明らかとなっており、正確な情報を提供すれば藤岡地区においても住民の方の6割が賛成して反対は2割を切る事がアンケートによって実証されたのですから、間もなく鳥獣保護区指定に関する正式意見照会が行われようとする状況の中で、栃木市は、栃木市議会の支持の下、自信をもって一日も早く鳥獣保護区の指定への同意とラムサール登録の賛意を明らかにすべきです。それと同時に、正確な情報にまだ触れられていない多くの市民のために、栃木市が鳥獣保護区の指定の同意とラムサール登録の賛意を示すに至った経緯や地域住民説明会で説明された内容の詳細を広報紙などを配布して周知を図り、栃木市と栃木市議会の共催で説明会を開催して、上記事項について十分な説明を行った上で、登録後に向けた取り組みについて市民と意見交換をするなど、環境省や国土交通省任せでなく、栃木市自身が主体となって市民との間で渡良瀬遊水地をラムサール条約に登録することの意義を確認し合うべきでしょう。

万一、栃木市が住民への広報活動も十分行わないまま、鳥獣保護区指定に対して同意しない、あるいはラムサール登録に賛意を示さなければ、今回のラムサール登録に係る環境省、国土交通省、栃木市を除く3市2町、4県、栃木市のアンケートに賛成と回答した藤岡地区の住民、さらに全国の渡良瀬遊水地の登録を望む市民に対し、栃木市はその期待を裏切ることになります。また5319名の反対署名者のうちのほとんどを占めている正確な情報を提供されずに署名させられてしまった住民に対しても、正確な情報が提供されずに誤った判断をしてしまった住民を放置するという意味において、栃木市は行政としての責任を果たさないことになってしまいます。そのような事態になれば、今年の合併によって新しい歩みを開始した新栃木市の歴史に拭い難い大きな汚点を残すことになってしまうでしょう。

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録は決してゴールではありません。治水と湿地の保全・再生を両立させラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用を実現し、地域振興を図っていくためのスタートに過ぎません。したがって、登録後は、環境省、国土交通省、4市2町の行政、住民が一体となった取り組みが必要です。しかし、先ず登録手続に際し、渡良瀬遊水地の70%を占める栃木市の市長と市議会が栃木市民に対し進むべき正しい道を明確に指し示した上で、栃木市と栃木市民の名誉にかけて4市2町をリードして行くために、登録への賛意の表明という英断を下して頂かなければ、何事も始まらないのです。

よって、私たちは、鈴木俊美栃木市長、大川秀子栃木市議会議長に対し、栃木市民の選良である政治家としての責任を全うされるべく一致協力されて、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関しての栃木市の賛意を、栃木市議会の全面的な支持の下に、一日も早く表明されるよう、ここに強く要望する次第です。

以 上

(団体の連絡先)

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

〒323-0034

栃木県小山市神鳥谷1-6-19 浅野正富法律事務所内

TEL 0285-25-6577 FAX 0285-25-6627

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

〒328-0058

栃木県栃木市片柳町4-16-1 猿山弘子方

TEL/FAX 0282-23-1078

わたらせ未来基金

〒328-0058

栃木県栃木市片柳町4-16-1 猿山弘子方

TEL/FAX 0282-23-1078

日本野鳥の会栃木

〒320-0027

栃木県宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル2F

TEL 028-625-4051 FAX 028-627-7891

小山の環境を考える市民の会

〒323-0826

栃木県小山市雨ヶ谷824-32

TEL 0285-27-7158

藤岡町自然を守る会

〒323-1102

栃木市藤岡町赤麻4275 大塚明方

TEL 0282-62-3529

(本要望書に関する連絡先)

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会事務局長 浅野正富

〒323-0034

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号 浅野正富法律事務所内

TEL 0285-25-6577 FAX 0285-25-6627

携帯 090-3311-4463

E-mail m-asano@msd.biglobe.ne.jp